

社会的養護

日本財団子どもたちに家庭をプロジェクト (旧ハッピーゆりかごプロジェクト)

すべての子どもたちが、
“家庭”の愛情に触れ、
健やかに育つために

家庭養護の促進を重点テーマとして、

- ・ 特別養子縁組の推進
- ・ 里親制度の推進

に関わる助成事業／財団独自の事業を
展開しています。



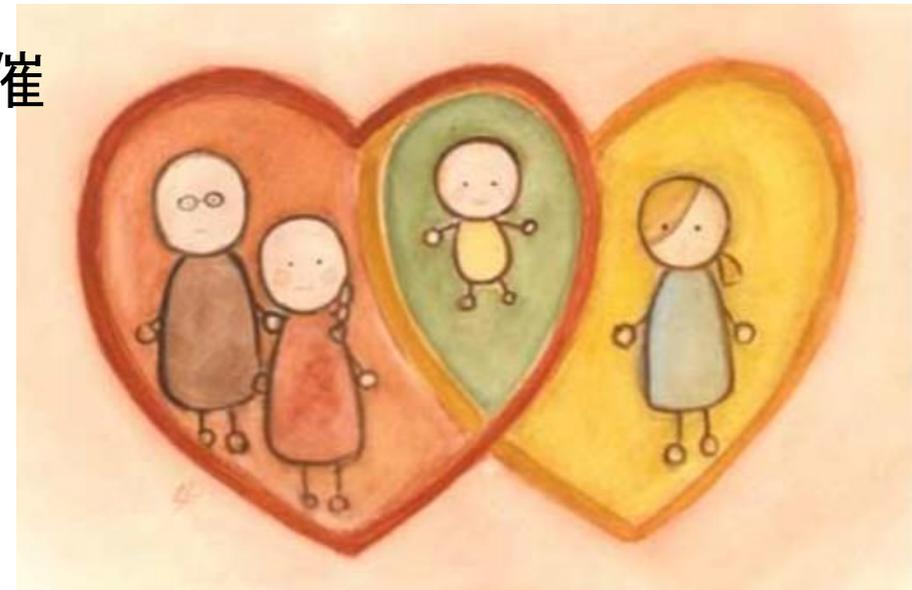
▼日本財団 子どもたちに家庭をプロジェクトウェブサイト
<http://nf-kodomokatei.jp/>

近年助成を行った主な事業と想定事業

＜特別養子縁組の推進＞

近年助成を行った主な事業の例

- 里親子及び養子縁組親子の支援
- 養子縁組当事者向け相談援助窓口の立ち上げ
- 社会福祉を基盤とする養子縁組相談援助
- 虐待死予防のための赤ちゃん縁組講習会の開催
- 養子縁組家庭向け研修・交流
- 養子縁組に関する学習会の開催と相談支援
- 特別養子縁組の普及啓発
- 養子縁組前・後の支援



近年助成を行った主な事業と、想定事業

<里親制度の推進>

近年助成を行った主な事業の例



- 里親支援に関わる人材育成
- フォスタリングチェンジプログラムのファシリテーター養成、全国展開
- フォスタリング機関のモデル事業、立ち上げ支援（時期限定での募集・終了）
- フォスタリング機関／里親支援機関が行う、里親リクルートのための周知・啓発
 - ☆ より効果的な周知・啓発方法の開発。活用方法が明確であること。効果の検証ができるとよい。作って終わりにならない。

虐待予防

課題感と主な想定事業について

- ・ <産前産後のケア・サポート>
 - 産前産後の心身ともに不安定な時期を支援することで、産後うつや虐待を予防する
 - 例えば、産前産後ケア、ネウボラ的取り組み
- ・ <養育支援>
 - 正しいしつけの方法、子どもとのかかわり方について知ることでより良い親子関係を構築する
 - 例えば、ペアレントトレーニング
- ・ <子どもの権利保障>
 - 子どもは権利の主体であることを社会全体が理解する
 - 例えば、子ども向け／大人向けの子どもの権利に関する普及啓発

妊娠SOS支援

課題感と主な想定事業について

- ・ <思いがけない妊娠をした女性への支援>

- 妊娠期から特定妊婦とつながることにより、女性に寄り添い、生まれてくる子どもの安心安全な養育を保障

- 例えば、妊娠SOS相談窓口の運営

※条件がございます。過去の要綱を参考にしてください。

https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/programs/happy-yurikago-sos

- ・ <性教育の充実>

- 性についての知識をつけることで、思いがけない妊娠を防ぐ

- 例えば、中高生や保護者を対象としたセミナー等
- 例えば、学校へ専門家を派遣する性教育出前授業

難病児支援

25万人以上と言われる難病の子ども

● 小児慢性特定疾病医療費助成受給者は 約14万人

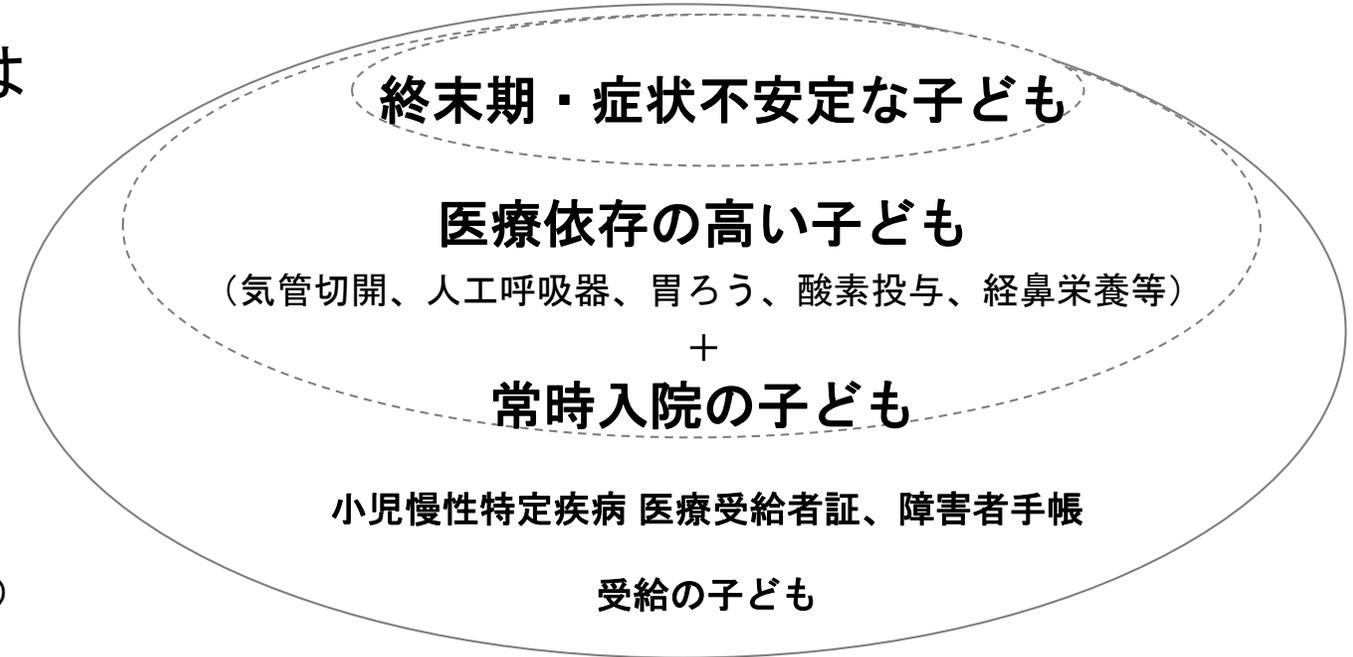
(※試算：厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会資料より)

●対象は、762疾病（令和元年7月5日）

● 医療的ケア児数（在宅療養指導管理料の算定件数の合計値）

は、17,209人（H27年度：0-19歳） → **1.8万人**

- ※平成26年度以降は小児の在宅人工呼吸指導管理料とその他の管理料との間に重複（ダブルカウント）がありうることに留意する必要がある。
- ※毎年5月の診療報酬算定件数を集計したものであり、5月のデータを代表値とすることの妥当性を検証する必要がある。



- **生命の危険がある、または治療を要する
入院中の子どもは、2.3万人
(H26年：0-14歳)**

課題感と主な想定事業について

＜課題感：数の不足や退所後体調不良の声／改善余地あり＞

⇒医療型短期入所（特定含む）における、療育を充実させるための取組み

＜課題感：早期介入の重要性／リハビリ人材不足＞

⇒①難病の子ども向けのリハビリ強化の取組み、②子どもと家族に対する食事支援の取組み

＜課題感：難病の子どもと家族の孤立化の解消＞

⇒①母子分離に関する取組み、②成人移行に関する取組み

＜課題感：教育現場における医療的ケア児支援の浸透不足＞

⇒教育関係者向けの研修事業

＜課題感：難病の子どもと家族の社会的孤立の解消／社会的交流の醸成＞

⇒①難病児の家族に関する取組み、②難病児のきょうだい児に関する取組み、③理解促進を目指す取組み

ヤングケアラー

課題感と主な想定事業について

<ヤングケアラーとは？>

法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話（介護や身体的、あるいは精神的なケア、身の回りの世話など）を日常的に担っている18歳未満の子どものことを指します。

ヤングケアラーが行うケアの内容の例：

- ・ 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- ・ アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している
- ・ 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- ・ 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ・ 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている・・・etc.

（引用：一般社団法人日本ケアラー連盟, "ヤングケアラープロジェクト", <https://youngcarerpj.jimdofree.com/>, 2021年8月27日）

ケア内容やケアに対する責任が、本人にとって大きな負担となっている場合でも、本人にその自覚がないことや、周囲もその負担に気が付かず、一人で悩んでいるケースも多いと考えられています。

課題感と主な想定事業について

＜その1 自覚がない、見つからない＞

→ヤングケアラーを発見するための仕組みづくり

- ・教育、福祉、医療等の現場でのヤングケアラーに関する研修等

＜その2 支援に繋がらない＞

→相談窓口の設置・明確化、関係者間の連携強化のための取り組み

- ・sns等を活用した相談窓口の設置
- ・関係するステークホルダー間での連携強化のための活動等

＜その3 支援がない＞

→支援の提供、支援を増やすための取り組み

(ヤングケアラーを支える・ヤングケアラーである状況を変える)

- ・ヤングケアラーの当事者やその家族が集まる場の提供
- ・レスパイトサービス
- ・家事援助、生活支援、在宅支援の強化等